

都 市 建 設 局

土 木 部

道 路 整 備		309
道 路 管 理・補 修		311
駐 車 場 対 策		314
河 川 整 備		317
簡 易 水 道 事 業		319
下 水 道 事 業		321

道 路 整 備

1 道路の沿革と現況

本市の道路は、軍都計画の一環である神奈川県「相模原都市建設区画整理事業」に基づき整備されたものが礎となっている。昭和14年から25年までの間に、造兵廠から上溝をつなぐ道を縦の幹線（現在の都市計画道路市役所前通り線）、府県道横浜中野線を横の幹線（現在の国道16号）及び500mおきに幹線を整備するという計画により、幅員4mから40mの742路線、延長356.4kmの道路根幹が形成されたが、その他の地域は、幅員の狭い未整備の道路がほとんどであった。

その後、昭和33年、首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、首都圏のベッドタウンとして急激な人口及び交通量の増大を見るに至り、市民生活に直結した道路の整備が叫ばれ始めた。

市としては、その要請に応えるべく、市道の新設・改良・舗装等を重点施策として整備を進め、昭和45年には総延長1,368km、舗装率21.8%となった。その後、着々と整備を進めてきた結果、令和4年度末現在、総延長2,192km、舗装率85.5%となっている。なお、平成22年4月の政令指定都市への移行に伴い、指定区間を除く国道及び県道の管理が移管されたため、市が管理する道路の総延長は2,434kmとなっている。

道路の現況

（令和5年3月31日現在）

	高速国道	指定区間国道	指定区間外国道	主要地方道	一般県道	市 道
路 線 数	1	3	3	11	20	10,835
延 長 (m)	9,900	36,734	51,629	84,428	105,825	2,192,329

2 幹線道路の整備

市内では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークの形成により、交通状況が大きく変化し、企業立地による経済活動の活性化や市民の生活圏拡大、避難路や緊急輸送道路の確保などの効果が発現し、市内の交通状況に変化が見られるようになった。

市では、道路整備を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、令和4年3月に「第2次相模原市新道路整備計画」を策定し、広域交流拠点都市としての道路ネットワークの形成に向け、主要な道路事業の計画的執行、財源の効率的運用、事業の客観性の確保を図っている。

現在の市内の主要な道路事業としては、インターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、圏央道・相模原愛川ICに接続する県道52号（相模原町田）の4車線化やJR相模線との立体交差化、圏央道相模原ICに接続する津久井広域道路の県道513号（鳥屋川尻）までの区間の道路整備を実施している。また、市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークを構築するため、都市計画道路等その他の幹線道路について、計画的、重点的な整備を進めている。

今後も、広域道路ネットワークの更なる形成による交通需要の動向や、新たな拠点形成による影響を勘案しながら、必要な対応について検討を進める。

都市計画道路の整備状況

（令和5年3月31日現在）

路 線 数	総 延 長	改良済延長	改良率
74 路線	178,670m	136,217m	76.2%

〔令和4年度整備実施路線〕

- ・（都）相模原二ツ塚線
- ・（都）相模原町田線
- ・（都）宮上横山線

都市計画道路の令和4年度事業実施路線における用地取得状況

番 号	路 線 名	代表幅員	全体延長	計画延長	計画用地 取得面積	用地取得 済み面積	取得率
3・3・3	相模原町田線 (JR立体)	25m	5,020m	480m	12,926 m ²	11,351 m ²	87.8%
3・3・3	相模原町田線 (北里周辺)	25m	5,020m	778m	12,690 m ²	10,735 m ²	84.5%
3・4・6	宮上横山線	18m	4,440m	670m	9,541 m ²	9,541 m ²	100.0%

※公共用地先行取得事業特別会計及び土地取得基金で取得した用地含む。

3 人にやさしいみちづくり

人にやさしく誰もが安全に安心して移動できる道づくりとして、道路のバリアフリー化、自転車通行環境の整備、歩道の設置などによる歩行環境の整備を行っている。

道路のバリアフリー化については相模大野駅や橋本駅などの鉄道駅を中心とした地区において、視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩道の段差解消、ユニバーサルデザインへの転換を進めている。

自転車通行環境整備については、令和2年3月に策定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線等を中心に自転車レーンなどの整備を行っている。

歩行環境の整備については、通学路の要対策箇所や幹線道路を中心に歩道の設置などを行っている。

なお、指定区間(国直轄管理)となっている国道16号、20号においても歩行者等の安全性確保のため、歩道設置等の対策が進められており、現在、国道20号の藤野地区において、歩道整備が行われている。

〔令和4年度整備実施路線〕

(道路のバリアフリー化) ・市道橋本駅北口

(自転車通行環境整備) ・市道橋本小山 ・市道南橋本弥栄荘 ・市道鶴野森大野

(歩行環境の整備) ・県道76号(山北藤野)

4 身近な生活道路の整備

市街地の交通機能の充実や安全な生活環境の確保を図るため、市民生活の交通機能を担う区画道路、区画道路から幹線道路へと導く地域内の道路などの整備を進めており、道路環境の改善や防災機能の強化などを目指し、狭あい道路の拡幅整備等も行っている。

〔令和4年度整備実施路線〕

- ・市道大島86号 ・市道大島102号 ・市道下九沢83号 ・市道元橋本15号 ・市道田名527号
- ・市道下九沢300号 ・市道上溝149号 ・市道久保ヶ谷戸 ・市道田名1191号
- ・市道淵野辺10号 ・市道麻溝台200号 ・市道大野台250号 ・市道上鶴間180号
- ・市道上鶴間207号 ・市道上鶴間215号 ・市道相模台22号 ・市道相模台24号 ・市道下溝113号
- ・市道下溝491号 ・市道南台103号

5 渋滞ボトルネック対策

「第2次相模原市新道路整備計画」に基づき道路改良を進めているが、一部の幹線道路においては、特定の時間帯・時期・方向に交通渋滞が発生している区間があり、バス交通の定時性・速達性の低下、生活道路への迂回車両の進入による交通安全上の課題等、市民生活への影響が懸念されている。そのため、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めている。

(1) 交差点の整備・改良

日常的に渋滞を引き起こしている交差点については、右折レーンの設置等の整備を進め、交通安全上危険な交差点については、形状の改良等を進めている。

〔令和4年度整備実施路線〕

・上中ノ原交差点 ・西橋本一丁目交差点 ・相模原高校前交差点 ・鶴野森旧道交差点

(2) 立体交差の整備

幹線道路と鉄道などが交差する渋滞箇所等においては、立体交差化の検討、整備を進めているところである。現在、相模原愛川ICへのアクセス道路である、県道52号(相模原町田)とJR相模線(原当麻第一踏切)の立体交差化を進めている。

6 災害に強い都市基盤の整備

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に電線類地中化事業を進めている。

電線類地中化整備の状況

(令和5年3月31日現在)

	国 道	県 道	市 道
路 線 数	2 路線	8 路線	30 路線
整備延長	26,654m	8,908m	13,215m

【路政課…1】

【道路計画課…3～5】

【道路整備課…2、6】

道 路 管 理 ・ 補 修

1 道路管理の充実

道路の適正かつ効率的な管理を行うため、都市基準点の整備や道路境界の確定などにより道路台帳の整備を進めるほか、総合的な道路情報を網羅した SRIMS(相模原市道路情報管理システム)や道路台帳等図面をインターネットで公開する「さがみはら地図情報」等の管理・運用を行っている。また、道路環境の向上を図るため、美観を損ね、交通の支障にもなる不法占用物の除去に努めるなど、道路占用の適正化を進めている。

路線種別ごとの状況

(令和5年3月31日現在)

年度	種 別	路線数	延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
R2	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,779	2,185.2	1,865.6	85.4
	合 計	10,813	2,427.1	2,094.6	86.3
R3	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,805	2,189.9	1,870.8	85.4
	合 計	10,839	2,431.8	2,099.8	86.3

年度	種 別	路線数	延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)
R4	国 道	3	51.6	51.2	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,835	2,192.3	1,873.6	85.5
	合 計	10,869	2,434.2	2,102.7	86.4

※ 本市が管理しない国道 16 号、国道 20 号及び国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)を除く。

市道の認定・廃止路線状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

年度	認 定			廃 止			市道の総延長・総面積		
	路線数	延長(m)	面積(㎡)	路線数	延長(m)	面積(㎡)	路線数	延長(m)	面積(㎡)
R2	25	1,475	7,777	3	88	343	10,779	2,185,199	12,046,615
R3	32	3,494	28,467	6	507	1,740	10,805	2,189,916	12,112,072
R4	32	1,910	9,466	2	25	77	10,835	2,192,329	12,136,006

※ 市道の総延長・総面積は、区域変更分を含む。

2 占用物の適正化

道路は、車両の通行や人の往来などの交通の用に供されるばかりでなく、電柱、上下水道、ガス管など市民生活を支える占用物件を敷設する場所としての機能も担っており、特に近年では、都市景観や歩行者への安全配慮の観点から、電線共同溝による地下利用が進められている。

これら道路の占用については、道路法による許可が義務付けられている。

(1) 道路の占用許可 6,051 件

(2) 路上違反広告物の撤去・指導

道路上(電柱、街路樹等)に無許可で掲出されるはり札、立看板等の撤去を行い、街の美観維持と、車両及び歩行者の安全確保、不法占用の防止を図っている。令和 4 年度で道路パトロール等により路上違反広告物を撤去した枚数は、596 枚である。

3 SRIMS(スリムス、相模原市道路情報管理システム)の管理・運用

道路法に基づき調製される道路台帳(道路台帳平面図と調書)及び関係する各種図面等を電子化し、一元管理することで、道路財産の適正な維持管理を行うとともに、道路管理業務を含む各種地理関連業務の効率化や市民サービスの向上を図るため「SRIMS(相模原市道路情報管理システム)」の管理・運用を行っている。

本システムで扱う道路台帳平面図等は、平成 17 年度から数値地形図入力編集システムによる数値地形図化(デジタルデータ化)を進め、平成 25 年度で緑・中央・南土木事務所管内のデータ整備を終了した(整備延長 1,823km)。

津久井土木事務所管内のデータについては、平成 30 年度から数値地形図化を進め、令和 2 年度に一部地域(整備延長約 48km)のデータを公開した。さらに、令和 4 年度に合併以前から紙で管理していた確定図面を全て電子化し、一部地域(整備延長約 357 km)のデータを公開した。

4 「SRIMS タッチパネルシステム」「さがみはら地図情報」の管理・運用

各土木事務所等の窓口を設置している「SRIMS タッチパネルシステム」により、SRIMS で管理する道路台帳平面図等の図面を閲覧及び印刷できる市民サービスを提供するとともに、令和 4 年 3 月 15 日からインターネットサイト「さがみはら地図情報」による図面の公開を開始し、非対面・非接触型の市民サービスを提供している。

SRIMS タッチパネルシステム設置場所

緑 区	緑土木事務所、津久井土木事務所
中央区	中央土木事務所、下水道保全課、都市計画課、建築審査課
南 区	南土木事務所

5 道路補修

歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民からの要望及び道路パトロールに基づいて国道(指定区間を除く。)、県道及び市道の維持補修を行っている。

道路補修においては、舗装の老朽化による舗装の打換えや側溝が整備されていない道路の側溝敷設などを、工事・委託で対応している。また、除草や舗装・砂利道補修などの比較的軽易なものについては、直営作業で対応している。

道路補修件数(令和4年度)

区 分(内 容)		件 数
路 面	舗 装 道 補 修	2,379
	敷 砂 利	99
	不 陸 整 正	16
側 溝	清 掃	440
	補 修	351
	甲 蓋 架 渡	93
その他	除 草	671
	残 土 処 理	399
	そ の 他	1,615
合 計		6,063

道路維持補修工事(舗装打換え、側溝敷設等)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
箇 所 数	41	35	43
路 線 数	39	35	43
工事延長 (m)	3,293.3	2,194.3	2,717.7

交通安全施設設置数

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ガードレール(km)	0.21	0.49	0.80
カーブミラー(基)	126	145	136
道 路 標 識(基)	29	27	5
道 路 照 明 灯(基)	11	15	10
区 画 線(km)	36.64	47.24	53.38

6 道路施設の長寿命化

老朽化が進む道路施設への対応策として、事後的な補修に加え、予防的な修繕を行うことで施設を長寿命化し、維持管理費用の縮減や地域道路網の安全性、信頼性の確保に努めている。

橋りょうやトンネルなどの道路施設は、定期点検で状態を把握し、効率的かつ効果的な対策時期を検討し、修繕計画を立て、計画的に修繕工事や建て替えを行っている。

長寿命化事業の実施数(令和4年度)

区 分(内 容)		数量
橋りょう、 横断歩道橋	定期点検	128 橋
	修繕工事など	5 橋
舗装	路面性状調査	121.6km
	路面下空洞調査	38.0km
	修繕工事	7.6km
標識・照明灯など	定期点検	1886 基
	修繕・更新工事	19 基

7 駅前広場、ペDESTロリアンデッキ昇降施設等の適正な管理

橋本駅、相模原駅、相模大野駅等の駅前広場の清掃や、ペDESTロリアンデッキに設けられたエレベーター、エスカレーター等昇降施設の保守点検等を(公社)相模原市シルバー人材センターや当該施設の製造メーカー等へ委託し、管理運営を行っている。

また、平成20年度からは、南昇降施設管理センター(相模大野駅)において、昇降施設の遠隔画像監視を一元管理している。

【路政課…1～7】

駐 車 場 対 策

1 自転車・自動車駐車対策の推進

駅周辺地区における適正な自転車利用を促すため、自転車利用者の啓発・指導を行うとともに放置自転車等の移動を行っている。また、駅周辺の路上駐車による交通渋滞の軽減を図るため設置した市営自動車駐車場の管理を行っている。

2 自転車対策の現況

駅周辺の歩道や駅前広場などに放置されている自転車・バイクは、歩行者や他の交通の妨げ、都市美観の阻害、更には防災・消防などの緊急活動の支障となっている。このような状況を踏まえ、駅周辺の交通環境の整備、自転車駐車秩序の確立を図るため、「自転車駐車場の整備」、「自転車利用者の社会的責任の自覚高揚」、「放置自転車等の指導、撤去の強化」を3本柱とした自転車対策を行っている。また、自転車駐車場の整備については、利用者ニーズに合わせた駐車スペース(平置き)を設置するなどしている。

(1) 自転車駐車場一覧表

市営有料自転車駐車場

(令和4年度実績 単位:台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	自転車	バイク	合計
1	橋本駅北口第1	816	129	945	217,469	48,011	265,480
2	橋本駅北口第2	1,018	196	1,214	420,301	65,361	485,662
3	橋本駅南口第1	1,137	522	1,659	382,141	158,678	540,819
4	橋本駅南口第2	2,427	49	2,476	789,248	19,765	809,013
5	相模原駅北口	1,593	332	1,925	511,314	35,449	546,763
6	相模原駅南口	1,855	204	2,059	624,868	59,298	684,166
7	矢部駅北口	1,578	306	1,884	415,975	59,235	475,210
8	淵野辺駅南口第1	2,018	75	2,093	803,823	28,910	832,733
9	淵野辺駅南口第2	1,640	15	1,655	568,491	5,088	573,579
10	相模大野駅北口	3,365	272	3,637	956,582	68,806	1,025,388
11	相武台前駅北口	250	122	372	64,086	29,525	93,611
12	谷口北口	1,400	107	1,507	464,768	38,074	502,842
13	谷口南口	1,572	89	1,661	549,737	33,445	583,182
14	相模大野駅西側	2,880	70	2,950	1,015,384	33,974	1,049,358
合 計		23,549	2,488	26,037	7,784,187	683,619	8,467,806

路上等自転車駐車場

(令和4年度実績 単位：台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	無料分	有料分	合計
1	橋本駅北口	96	0	96	177,667	22,436	200,103
2	橋本駅南口第1	70	0	70	20,628	30,126	50,754
3	橋本駅南口第2	43	0	43	41,175	11,873	53,048
4	相模原駅南口第1	5	0	5	8,087	771	8,858
5	相模原駅南口第2	55	0	55	90,140	15,134	105,274
6	淵野辺駅南口第1	65	0	65	30,144	10,155	40,299
7	淵野辺駅南口第2	60	0	60	48,480	12,170	60,650
8	古淵駅	90	0	90	52,498	23,704	76,202
9	相模大野駅北口第1	58	0	58	99,179	14,524	113,703
10	相模大野駅北口第2	105	0	105	139,636	32,080	171,716
11	相模大野駅北口第3	128	0	128	170,048	36,305	206,353
12	相模大野駅南口	77	15	92	9,761	13,880	23,641
13	相模大野駅西側第1	53	10	63	153,721	12,494	166,215
14	相模大野駅西側第2	49	0	49	113,001	11,410	124,411
合 計		954	25	979	1,154,165	247,062	1,401,227

自転車駐車場合計

(令和4年度実績 単位：台)

合 計	収容台数			利用台数 (年間延べ台数)
	自転車	バイク	合計	
	24,503	2,513	27,016	9,869,033

(2) 放置防止に関する条例

平成元年12月1日に施行した「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺に放置された自転車等の撤去を実施している。

現在、市内15駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

鉄道線別1日あたりの放置自転車等の状況

(各年5月調べ 単位：台)

年	横 浜 線 [6 駅]	小 田 急 線 [4 駅]	相 模 線 [6 駅]
R2	39(1)	68(1)	4(1)
R3	39(0)	55(1)	8(1)
R4	30(0)	73(1)	8(1)

※()内はバイク

※中央本線2駅は未調査

駅別自転車等移動台数

(令和4年度実績 単位：台)

駅 前	移 動 台 数		駅 前	移 動 台 数	
	自 転 車	バ イ ク		自 転 車	バ イ ク
橋 本	247	1	相 模 大 野	710	8
相 模 原	171	1	小田急相模原	130	0
矢 部	227	3	相 武 台 前	9	0
淵 野 辺	181	1	東 林 間	35	0
古 淵	81	2	そ の 他	244	6
町 田	30	0	合 計	2065	22

※相模湖駅、藤野駅は含まず。

3 市営自動車駐車場の管理運営

中心市街地や駅周辺地区における交通渋滞の原因となっている路上駐車 of 解消を図るため、市営自動車駐車場の管理運営を行っている。

(1) 自動車駐車場一覧

市営自動車駐車場一覧表

(令和5年3月31日現在 単位:台)

名 称	収容台数		構 造 形 式	供用年月日
	自動車	バイク		
相模大野立体駐車場	794	62	地下1階、地上5階、自走式駐車場、ただし、1階は交通施設広場(バス・タクシー乗降場)	S63.11.1
相模原駅自動車駐車場	236	47	地下1階、地上6階、自走式駐車場 ただし、地下1階から地上2階は自転車駐車場	H9.4.6
橋本駅北口第1自動車駐車場	747	—	地下2階、地上11階、自走式駐車場	H12.2.24
橋本駅北口第2自動車駐車場	401	58	地下1階、地上8階、自走式駐車場 ただし、地下1階は自転車駐車場	H13.9.1
小田急相模原駅自動車駐車場	136	—	地下3階、地下2階、自走式駐車場	H19.12.2
相模大野駅西側自動車駐車場	698	51	地下1階、地上11階、自走式駐車場 ただし、地下1階及び地上1階の一部は自転車駐車場	H25.3.11
合 計	3,012	218		

市営自動車駐車場利用状況

(令和4年度実績 単位:台)

名 称	自動車利用台数	バイク利用台数
相模大野立体駐車場	84,862	1,605
相模原駅自動車駐車場	136,001	1,796
橋本駅北口第1自動車駐車場	429,607	—
橋本駅北口第2自動車駐車場	442,652	2,088
小田急相模原駅自動車駐車場	126,405	—
相模大野駅西側自動車駐車場	445,233	3,040
合 計	1,664,760	8,529

4 駐車場整備地区

駐車場法の定めにより、駐車場の設置を促進すべき地区として指定。

地 区	指定面積(ha)	備 考
橋本地区	37.5	(指定年月日) 昭和62年3月31日 (変更) 平成3年2月28日 (変更) 平成6年9月7日
相模原・西門地区	139	
相模大野地区	30.5	
合 計	207	

5 駐車場法に基づく届出

駐車場法に定める一定規模以上の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者から、路外駐車場の位置、規模、構造設備などの内容に関する届出を受理している。

6 附置義務条例に基づく届出

駐車場整備地区内において、特定の用途に供する一定規模以上の建築物の新築、増築、改築などを行う者から、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく届出を受理している。

7 相模湖ふれあいパーク

市民及び相模湖を訪れる方の利便性の向上を図るとともに、交流及び憩いの場を提供するために設置(平成9年4月設置)

(1) 施設概要

構 造	鉄筋コンクリート造2階建
施設内容	駐車場、駐輪場、事務室、公衆便所、公園

(2) 駐車場利用状況等 (令和4年度実績 単位：台)

	自転車	バイク	自動車
収 容 台 数	16	26	21
一時利用延べ台数	—	—	12,405
定期利用延べ台数	161	149	82

【路政課…1～6】

【緑区役所区政策課…7】

河 川 整 備

1 河川の現況

市域を流れる河川の現況は、次のとおりである。

河川の現況 (令和5年3月31日現在)

河 川 名	河 川 区 分	区 間	市内延長(km)	管 理 者
相 模 川	一 級	山梨県境～座間市境	35.1	神 奈 川 県
早 戸 川	一 級	蛙沢川合流点～中津川合流点	7.5	神奈川県※1
串 川	一 級	根無沢合流点～相模川合流点	12.1	神 奈 川 県
道 志 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	21.7	神 奈 川 県
秋 山 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	7.0	神 奈 川 県
金 山 川	一 級	山梨県境～秋山川合流点	0.5	神 奈 川 県
鳩 川	準 用	内出橋下流端～千年橋上流端	6.1	相 模 原 市
	一 級	千年橋上流端～姥川合流点	3.9	神 奈 川 県
		姥川合流点～鳩川分水路との分派点	1.4	神奈川県※2
		鳩川分水路との分派点～座間市境	3.1	神 奈 川 県
鳩 川 分 水 路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.2	神奈川県※2
鳩川隧道分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.3	神 奈 川 県
道 保 川	一 級	古山暗渠上流端～鳩川合流点	2.5	神奈川県※2
八 瀬 川	準 用	相模川第9雨水幹線分派点～相模川合流点	5.0	相 模 原 市
姥 川	準 用	姥川第1雨水幹線の吐口～鳩川合流点	6.5	相 模 原 市
境 川	二 級	緑区川尻地内～根岸橋上流端	16.1	神 奈 川 県
		根岸橋上流端～大和市境	8.0	東 京 都
小 松 川	二 級	緑区川尻地内松風橋～境川合流点	1.2	神 奈 川 県
本 沢	二 級	緑区川尻地内砂防堰～境川合流点	2.1	神 奈 川 県

※1 一部国土交通省管理 ※2 相模原市が都市基盤河川改修事業として改修及び維持管理を実施

2 河川改修事業

河川改修については、各河川の管理者が実施しているが、神奈川県管理の一級河川 3 河川(上表※2)において、都市基盤河川改修事業として市が改修及び維持管理を実施している。

本市が行っている河川改修事業の対象区間の総延長は 21,730m あり、令和 4 年度末現在の改修済延長は 15,660m、改修率は 72.1%である。

現在、準用河川鳩川については、主に浸水被害解消に向けた改修工事を進めており、緑区田名付近を整備している。

一級河川道保川、準用河川八瀬川及び準用河川姥川の 3 河川については、治水安全度に考慮しつつ、健全な水環境機能の保全・再生をめざし、環境に配慮した多自然川づくりによる河川改修を行っており、一級河川道保川は、南区下溝の県道 52 号(相模原町田)下流付近を、準用河川姥川については、中央区上溝 1 丁目の横山丘陵緑地沿いの瀬戸橋上流付近を整備している。

また、準用河川八瀬川については、既設改修区間の多自然川づくりへの対応として、低水路整備を実施してきた。今後は、中央区田名塩田のさかい橋から南区当麻の当麻橋の未改修区間について、ワークショップにより策定された「八瀬川多自然川づくり基本計画」に基づき、自然景観を保全し、市民が楽しめる溪谷ゾーンとして整備する計画である。

河川の改修状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

河川名	管理延長(m)	令和 2 年度		整備延長(両岸平均延長)(m)	令和 3 年度		整備延長(両岸平均延長)(m)	令和 4 年度		河川改修済延長(両岸整備済み中心延長)(m)	改修率
		護岸整備延長(m)			護岸整備延長(m)			護岸整備延長(m)			
一級河川鳩川	1,370	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	累計 1,370 100.0%
一級河川鳩川 分水路	230	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	累計 230 100.0%
一級河川道保川	2,530	左岸 中州 右岸	0.0 101.3 0.0	0.0 (※)	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	7.5 7.7	7.6	累計 1,169 46.2%
準用河川鳩川	6,100	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	累計 3,600 59.0%
準用河川八瀬川	5,000	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	累計 3,071 61.4%
準用河川姥川	6,500	左岸 右岸	32.0 32.0	32.0	左岸 右岸	48.1 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 35.9	18.0	累計 6,220 95.7%
合計	21,730			32.0			0.0			25.6	15,660 72.1%

※中州整備のため、整備延長には含めない。

3 街美化アダプト制度

本市管理河川において、令和 5 年 4 月 1 日現在、5 つの団体が街美化アダプト制度により、河川の美化活動を行っている。

活動内容は、除草や清掃、花植えなどを行っている。また、独自の活動として地元小学校の総合学習への協力や子ども会、老人会など周辺地域の方々を招待した川と親しむイベントの開催等、地域住民の憩いの場となるような活動を行っている団体もある。

街美化アダプト団体

(令和5年4月1日現在)

河川名	団体名	設立年	活動面積(ha)	会員数(人)
一級河川道保川	道保川を愛する会(天下地区)	平成16年	0.55	69
	道保川を愛する会(谷戸地区)	平成18年	0.55	42
	道保川・水と魚に親しむ会	平成22年	0.75	24
準用河川姥川	虹吹・せせらぎ憩いの広場	平成24年	0.01	28
一級河川鳩川	自治会法人 畑ヶ中自治会	令和3年	0.03	20

4 二級河川境川の特定期都市河川浸水被害対策法に基づく指定

境川は、その源を緑区の城山湖付近に発し、相模原市と町田市の境を南に流下して相模湾に注ぐ、延長約52kmの二級河川である。うち、本市域の延長は24,025mで、中央区淵野辺本町の根岸橋から上流の16,075mを神奈川県が、下流の7,950mを東京都が管理している。

境川流域は、相模原市、町田市、大和市、藤沢市、横浜市、鎌倉市の6市からなり、全体の流域面積は約211km²で、うち、本市域の流域面積は約32km²である。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成26年6月に、二級河川境川及びその流域が、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された。

これにより、特定都市河川流域内において、宅地等以外で行われる1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う場合、許可等が必要になった。

雨水浸透阻害行為の許可等の件数

(令和5年3月31日現在)

	許可等の件数	完了件数	貯留浸透施設				
			浸透ます (基)	浸透トレンチ (m)	L型側溝 (浸透式)(m)	透水性舗装 (m ²)	その他貯留 浸透施設 (基)
令和4年度までの累計	122	105	1,838	6,216	4,046	19,024	305 (6,913m ³)

【河川課…1～4】

簡易水道事業

1 事業概要

(1) 青根簡易水道

青根簡易水道は、宮ヶ瀬ダム関連工事に伴い、既存水源の枯渇が懸念されたため、安定的な飲料水を確保する目的で、国が補償工事として新たな水源の確保や浄水場等の基幹施設の整備を行い、旧津久井町が引継ぎ、平成15年4月より供用開始された施設で、平成18年3月20日の合併により、市の水道事業として運営している。

(2) 葛原簡易水道・牧野中央簡易水道

葛原簡易水道は、昭和46年4月から給水を開始し、平成24年3月15日付で神奈川県からの認可を受け、市の水道事業として運営している。

牧野中央簡易水道は、平成15年4月に公営水道として給水を開始し、平成27年9月30日及び平成30年3月26日付で同県の認可を受け、市の水道事業として運営している。

2 事業実績(令和4年度)

(令和5年3月31日現在)

	計画給水人口	現在給水人口	給水戸数	年間総給水量	一日平均 給水量
青根簡易水道	930 人	528 人	296 戸	245,474 m ³	673 m ³
葛原簡易水道	300 人	293 人	120 戸	25,092 m ³	69 m ³
牧野中央簡易水道	1,386 人	1,310 人	588 戸	130,773 m ³	358 m ³
合計	2,616 人	2,131 人	1,004 戸	401,339 m ³	1,100 m ³

3 主な水道施設

(令和5年3月31日現在)

		青根簡易水道	葛原簡易水道	牧野中央簡易水道
取水施設	深井戸		1 箇所	9 箇所
	取水管	1 箇所	1 箇所	2 箇所
貯水施設	原水貯留槽	1 基(580 m ³)		
浄水施設	浄水池	1 箇所(816 m ³)		
	膜ろ過設備	1 基(1,100 m ³ /日)		2 基(103 m ³ /日)
配水施設	配水池	3 箇所(560 m ³)	2 箇所(193 m ³)	7 箇所(543 m ³)

4 水質管理

(1) 水質検査

毎年、水道法で規定された水質基準に係る水質検査計画を策定し、これに基づき登録機関への委託による検査を実施し、結果公表を行っている。

(2) 水質管理目標設定

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、国が示す水質基準を補完する項目のうち「水道法で定められた浄水の供給と給水栓での残留塩素濃度 0.1 mg/L 以上の確保」を当該目標として設定し、水質管理を行っている。

【津久井土木事務所…1～4】

下水道事業

1 下水道事業の沿革と現況

本市の下水道事業は、昭和42年からJR相模原駅周辺を中心に、汚水と雨水を同一の下水管で排除する合流式として整備に着手し、その後、神奈川県が相模川流域下水道事業計画を策定したことから、同事業への参画に合わせて雨水と汚水を別々の下水管で排除する分流式へ変更した。

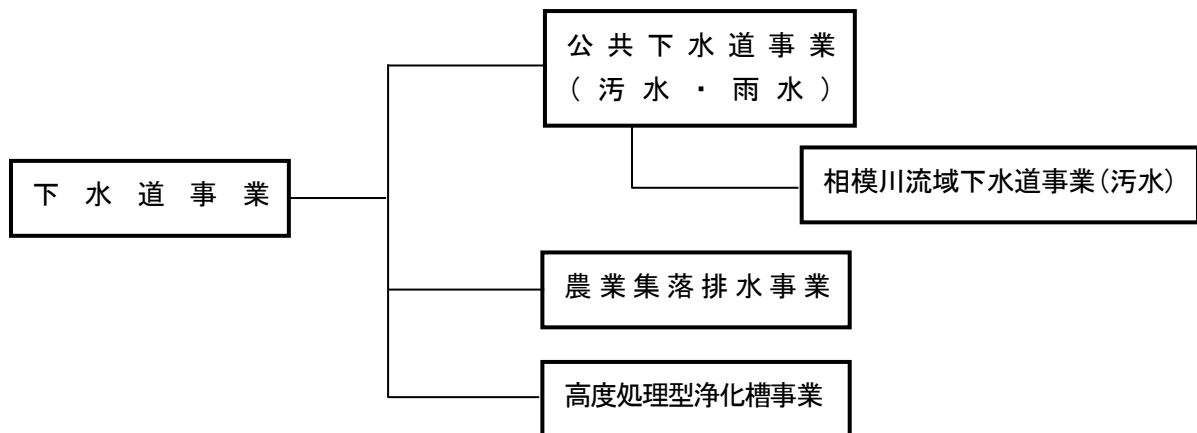
汚水については、平成12年度末には、市街化区域のほぼ全域の汚水管整備が完了し、平成14年度からは、市街化調整区域の汚水管整備を進めている。

平成18年及び19年の津久井湖・相模湖などの水源を抱える旧津久井4町との合併後は、旧4町の公共下水道整備区域を縮小し、新たに高度処理型浄化槽整備区域の指定を行い、両事業を並行して進めている。また、藤野地区の一部では、農業集落排水処理施設で污水处理を行っている。

雨水対策については、市制施行以来の都市化に伴う排水路整備に始まり、昭和40年代から浸水対策として雨水管整備に着手し、昭和50年代からは当該整備を補完するため、雨水調整池の整備にも着手した。

また、更なる都市化の進展に伴う流出量の増加や保水機能の低下に起因する浸水被害に対応するため、平成16年度に「相模原市雨水対策基本計画」、平成23年度に「改定・相模原市雨水対策基本計画」を策定し、令和4年度には、気候変動による降雨量増加や事前防災減災の観点を取り入れた「第3次雨水対策基本計画」を策定して事業を推進している。

平成25年4月からは、下水道事業(公共下水道事業・農業集落排水事業・高度処理型浄化槽事業)の経営状況及び財政状況の明確化を図るため、地方公営企業法の一部適用により企業会計方式を導入し、経理を行うとともに、使用料体系の統一を図った。



2 公共下水道（汚水・雨水）

(1) 下水道基本計画

本市の下水道基本計画は、相模川流域下水道計画を上位計画として、次のとおり計画されている。

(汚水) [目標年次] 令和12年 [計画処理区域面積] 10,169.80ha [計画処理人口] 677,000人

[排除方式] 分流式 [1人1日最大汚水量] 300ℓ/人・日 [1人1日平均汚水量] 240ℓ/人・日

(雨水) [目標年次] 令和12年 [計画排水区域面積] 11,812ha [排水方式] 分流式

(2) 都市計画決定、都市計画法事業認可及び下水道法事業計画

ア 都市計画決定

名 称	計画面積(ha)	
相模原都市計画下水道第1号公共下水道	6,570	流域関連 全て分流式
相模湖津久井都市計画下水道 相模湖津久井第1号公共下水道	778	

イ 都市計画法事業認可

名 称	事業期間	総事業費 (億円)	認可面積 (ha)
相模原都市計画下水道事業 第1号公共下水道	昭和42年度～ 令和5年度	8,714	6,570
相模湖津久井都市計画下水道事業 相模湖津久井第1号公共下水道	平成元年度～ 平成30年度	462	778

ウ 下水道法事業計画

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道事業(汚水)

名 称		処理面積(ha)	予定処理区域内人口(人)
相 模 原 市		8,332.82	664,234
内 訳	旧相模原市域	6,920.78	618,782
	城 山 地 区	348.33	20,374
	津 久 井 地 区	498.34	17,730
	相 模 湖 地 区	345.79	3,853
	藤 野 地 区	219.58	3,495

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道事業(雨水)

名 称		排水面積(ha)
相 模 原 市		7,652.97
内 訳	旧相模原市域	6,730.84
	城 山 地 区	275.95
	津 久 井 地 区	209.28
	相 模 湖 地 区	221.00
	藤 野 地 区	215.90

(3) 整備状況

令和4年度末における下水道整備面積は7,740.1haで下水道処理区域内人口普及率は97.4%、市街化区域内(在日米陸軍相模総合補給廠及び相模原住宅地区を除く)雨水管きよの整備済区域面積は3,668.0haで雨水排水整備率は55.8%となっている。

(4) 使用料

昭和54年7月1日からの処理開始に伴い、使用者から汚水の排水量に応じて使用料を徴収している。
平成15年4月からは、使用料の徴収事務を県企業庁に委託し、水道料金との一括納付制度としている。

使用料の状況

(各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	9,508,967,103	7,706,751,298
令和3年度	9,495,812,977	7,711,448,495
令和4年度	9,391,626,826	7,696,110,369

(5) 受益者負担金及び分担金

昭和43年度から市街化区域における公共下水道(汚水)の整備費の一部に充てるため、当該年度の整備区域内の土地所有者等から権利を有する土地の面積に応じて受益者負担金を徴収している。

平成14年度からは、市街化調整区域の整備費の一部に充てるため、同様に受益者分担金を徴収している。

なお、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区の区域においては都市計画法に規定する区域区分の定めがないため、用途地域が定められている区域は負担金、その他の区域は分担金として徴収している。

受益者負担金の状況 (各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	15,646,200	15,291,800
令和3年度	18,683,600	17,658,500
令和4年度	24,562,200	24,283,800

受益者分担金の状況 (各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	13,111,500	11,051,230
令和3年度	17,586,900	15,069,800
令和4年度	18,363,700	15,600,900

(6) 水洗化の促進

ア 水洗化の状況

公共下水道の処理区域では、処理開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に、また、浄化槽式の便所は速やかに公共下水道に流す方式に改造することが義務付けられており、令和4年度末には区域内人口699,144人のうち693,548人が水洗化し、水洗化率は99.2%となっている。

イ 水洗化工事資金融資あっせん制度

水洗便所等への改造を促進するため、水洗化工事資金融資あっせん規則に基づき、改造資金の融資あっせんを行っており、市は取扱金融機関に資金を預託することで、貸付利率の軽減を図っている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・融 資 額：改造工事費と改造のための給水工事費の合計額の範囲以内で、大便器1個につき50万円を超えない額で1万円を単位とする。・融資利率：2.50%(平成8年4月1日から)・償還期間：42か月以内 |
|---|

ウ 水洗化工事費特別助成制度

生活保護法による生活扶助を受けている方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている方が水洗便所に改造する場合、予算の範囲内において改造工事費と改造のための給水工事費の合計額を助成金として交付している。

エ 未接続家屋訪問指導

平成7年度から公共下水道整備済区域内における未接続家屋の訪問調査、接続指導及び相談業務を実施している。

(7) 水質調査・指導

特定施設及び除害施設に係る各種届出の受付審査業務

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定施設関係届出受付件数	80	109	120
除害施設関係届出受付件数	4	3	17
特定事業場数	453	451	452
除害施設設置事業場数	24	27	30

※特定施設：酸又はアルカリによる表面処理施設など、下水道法により定められた有害物質を含む排水を生じる施設等

※除害施設：特定施設からの下水や下水道の施設等に損傷を与えるおそれのある下水を排除基準に適合するよう処理する施設

公共下水道処理区域内の事業場排水の水質調査

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査対象事業場数	77	79	84
調査対象事業場における調査件数	99	173	357
基準不適合の指導に対する改善事業場数	4	8	8

特定施設の設置等に対する立入検査

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定事業場への検査件数	33	32	25
除害施設設置事業場への検査件数	2	2	3

(8) ポンプ場

汚水の自然流下が困難な地域においては自然流下が可能なところまで汚水を圧送しなければならないため、現在6箇所のポンプ場を設置している。

市内ポンプ場の施設概要

名 称	所 在 地	計画処理面積 (ha)	計画汚水量 (m ³ /秒)	供用開始日
深堀ポンプ場	南区上鶴間3丁目21番1号	275.22	0.232	平成元年4月1日
古淵ポンプ場	南区古淵4丁目11番1号	47.51	0.043	平成5年4月1日
中和田ポンプ場	南区上鶴間本町9丁目51番4号	134.02	0.121	平成6年4月1日
中淵ポンプ場	中央区東淵野辺2丁目8番11号	63.36	0.041	平成8年4月1日
当麻ポンプ場	南区下溝1343番地1	748.97	0.193	平成8年10月1日
久所ポンプ場	中央区水郷田名4丁目1番1号	59.67	0.015	平成9年4月1日

(9) 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道の整備予定がない又は早期整備が見込めない区域において、専用住宅又は店舗等併用住宅(建物を販売又は賃貸する場合を除く。)の既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合(転換)に、設置に要する補助金の交付を予算の範囲内で行っている。

補助実績

(単位：基)

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5 人 槽	0	0	0
6・7 人 槽	1	0	0
8 人槽以上	0	0	0
計	1	0	0

(10) 相模川流域下水道事業

相模川の水質保全及び水質源の確保を図る目的で、県及び関係11市町により昭和44年から事業着手した。
翌年度には、旧城山町、平成元年度からは大磯町・旧津久井町・旧相模湖町・旧藤野町の4町が加わり、平成12年度には16市町(相模原市と旧津久井4町との合併により現在は12市町)の全てが処理を開始した。
本市の汚水が流入する左岸幹線、座間海老名幹線は全線が整備完了となっている。

ア 相模川流域下水道の計画概要

〔処理面積〕 左岸約18,524ha 右岸約11,674ha 計約30,199ha 〔処理方法〕 分流式・一部合流式

イ 相模川流域下水道事業負担金

県と相模川流域の12市町が建設費を負担し、県が整備を進めており、12市町の負担率は計画汚水量の比率によって定められている。

また、施設の維持管理に要する費用は、発生汚水量の比率によって負担額が定められている。

相模川流域下水道事業負担金の負担率と負担額の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)
建設費	32.65	281,780	32.81	251,895	32.85	187,502
維持管理費	36.42	2,897,065	35.60	2,828,614	35.15	3,417,656
計	—	3,178,845	—	3,080,509	—	3,605,158

3 雨水対策関連事業

(1) 雨水調整池の活用

公共下水道の雨水幹線の整備及びその流出先である河川の改修が未了であることから、雨水貯留施設として雨水調整池を活用し、雨水の流出抑制を図っている。

下水道事業者が管理する雨水調整池 (各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理箇所数	119	119	119
貯留量(m³)	463,747	463,747	463,747

(2) 雨水浸透施設の設置指導

開発行為等の場合は、区域内の雨水の適切な処理を行うため、開発規模に応じ雨水調整池や雨水浸透施設の設置指導を行っている。

令和4年度開発行為(許可)により設置された貯留浸透施設

	件数	開発面積 (㎡)	雨水抑制量 (m³)
境川	26	51,721.6	2,128.7
目久尻川	3	4,199.3	114.7
相模川	10	14,118.2	484.7
八瀬川	7	7,650.8	157.7
鳩川	28	113,380.9	4,525.2
姥川	13	42,601.7	1,949.2
計	87	233,672.5	9,360.2



(3) 雨水浸透ます設置助成

雨水の流出抑制及び地下水の涵養等を図るため、一般住宅の新改築などの際に、宅地内に降った雨を地下に浸透させ、雨水の流出を抑えるための雨水浸透ますの設置を指導しており、平成13年4月からは雨水浸透ます設置費用の一部を助成する「雨水浸透ます設置助成金交付事業」制度を創設している。

また、平成18年4月からは、合流改善整備事業対象区域内において、公共汚水ますに雨水管が接続されている場合の雨水管の切離し及び敷地内に雨水浸透ますを設置する工事費用の一部を助成する「合流改善整備促進助成金交付事業」制度を創設し、市民の理解と協力を得てその促進に努めている。

助成金の交付状況

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)
新 設	6	140	3	70	1	28
交 換	0	0	2	20	0	0

4 農業集落排水事業

農業集落における生活環境の向上と公共用水域の水質保全等を図るため、旧藤野町牧野に農業集落排水処理施設を整備し、平成8年4月1日から供用開始している。平成27年度にはダム湖のアオコの発生原因とされる窒素・リン除去のため、施設の機能強化(高度化)を図った。

(1) 事業概要

施 設 名	大久和排水処理施設(大久和、中尾及び川上の一部が対象)
処 理 方 法	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式+砂ろ過
処 理 対 象 排 水	し尿及び生活雑排水
排 除 方 式	分流式
処理戸数・人口	110戸・233人(令和4年度末現在)
計 画 区 域 面 積	26ha
計 画 汚 水 量	130m ³ /日

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	2,874,224	2,370,399
令和3年度	2,954,394	2,363,748
令和4年度	2,651,245	2,165,868

受益者分担金の状況

(各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	0	0
令和3年度	150,000	150,000
令和4年度	150,000	150,000

5 高度処理型浄化槽事業

公共下水道が整備されていない津久井地域のダム集水区域では、窒素、リンなどを多く含む生活排水がダム湖へ流入し、これらが原因とされるアオコが発生して悪臭など生活環境や水環境を悪化させる原因となっている。

こうしたことから、川や湖の水質保全を図るため、本市では、平成21年7月から下水道整備計画区域外の建物を対象に、申請に基づき高度処理型浄化槽を設置し、維持管理を行う生活排水処理対策事業に着手した。

(1) 高度処理型浄化槽設置状況(寄付基数を含む)

(各年度末現在 単位：基)

地 区	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
城 山 地 区	7	(0)	[0]	7	(0)	[0]	7	(0)	[0]
津久井地区	521	(38)	[0]	568	(47)	[0]	602	(34)	[0]
相模湖地区	99	(6)	[0]	102	(3)	[0]	107	(5)	[0]
藤 野 地 区	648	(36)	[0]	683	(35)	[0]	699	(16)	[0]
計	1,275	(80)	[0]	1,360	(85)	[0]	1,415	(55)	[0]

※ ()内は当該年度設置基数、[]内は当該年度寄付基数

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	42,490,342	33,837,113
令和3年度	43,439,021	35,398,909
令和4年度	46,588,580	38,800,399

受益者分担金の状況

(各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
令和2年度	12,513,000	10,958,400
令和3年度	8,924,000	7,988,900
令和4年度	16,412,600	15,330,000

